

## 国立大学法人鳴門教育大学監査室規程

平成21年3月31日

規程第19号

改正 平成22年3月24日規程第16号

平成26年3月24日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第9条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学監査室（以下「監査室」という。）の組織及び業務について定める。

(組織)

第2条 監査室に、室長を置く。

2 監査室に係長又は専門職員を置くことができる。

3 監査室に主任を置くことができる。

(業務)

第3条 監査室は、次の業務を行う。

(1) 内部監査の実施に関すること。

(2) 監事の監査業務の支援に関すること。

(3) 会計監査人及び会計検査院との連絡調整に関すること。

(4) その他監査に関すること。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。